

ゆうパック

レターパック

宅配便

で「現金送れ」は、すべて  
**詐欺！**

現金を郵送できるのは現金書留の場合に限られるので（郵便法17条）、レターパックで現金を送れば、書留郵便物の料金を不法に免れたことになり、30万円以下の罰金を科せられる場合があります（郵便法84条1項）。また、宅配便で現金を送ることは各事業者の約款で禁じられています。加えて、真つ当な商取引では、送金の有無・金額をめぐる事後の紛議を防ぐため、送金記録の残らないレターパックや宅配便で現金を送ることはあり得ません。どんな名目であれ「ゆうパック、レターパック、宅配便で送れ」は、全て詐欺の手口であり、レターパックでの現金郵送は差出人が処罰されることもあるため、レターパックや宅配便で現金を絶対に送らないようにしてください。

あやしい電話があった場合、当組合もしくは

警察相談電話 **#9110**へ

すぐにご相談ください。

**土佐信用組合**